

平成30年1月24日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド
代表者名 代表取締役
兼 社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)
辻 孝夫
(コード番号6632 東証第一部)
問合せ先 企業コミュニケーション部長
西下 進一郎
(TEL 045-444-5232)

当社における特別利益の計上および繰延税金負債の取崩し、 ならびに米国子会社における繰延税金資産・負債の取崩しに関するお知らせ

当社は、平成30年3月期第3四半期連結会計期間において、下記の事由により、特別利益1,143百万円および繰延税金負債の一部取崩しによる法人税等調整額△1,563百万円(益)を計上いたします。あわせて、米国子会社において、繰延税金資産および繰延税金負債の一部を取崩し、法人税等調整額として1,580百万円を計上いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社における特別利益の計上および繰延税金負債の取崩し

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金に移行いたしました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正)を適用し、その結果、当社連結決算において、特別利益(退職給付制度改定益)として1,143百万円を計上いたします。

また、本移行に伴い、当社においては前払年金費用および退職給付引当金がそれぞれ減少し、当社連結決算においては退職給付に係る資産および退職給付に係る負債がそれぞれ減少するとともに、退職給付に係る累計調整額が増加することとなりますが、前払年金費用については、実効税率にて繰延税金負債を計上しており、その取崩し益として法人税等調整額△1,563百万円(益)が発生いたします。

2. 米国子会社における繰延税金資産・負債の取崩し

平成29年12月22日(現地時間)付で、米国において税制改革法が成立したことに伴い、平成30年より連邦法人税率が現行の35%から21%に引き下げられることになりました。

当社米国子会社におきましては、実効税率にて繰延税金資産および繰延税金負債を計上しており、上記税率の引き下げに伴う繰延税金資産・負債金額の再評価を行ったところ、それぞれ一部取崩しが必要となり、当社連結決算において、法人税等調整額1,580百万円(繰延税金資産・負債の取崩し額の純額)が発生いたします。

なお、本取崩しにより発生した法人税等調整額はキャッシュ・フローに影響するものではなく、また税率の引き下げにより、将来の税金費用の削減が期待できます。

3. 今後の見通し

上記1. および2. による親会社株主に帰属する四半期純利益に与える影響額は、合計で1,127百万円(益)となります。なお、平成30年3月期の業績予想につきましては、上記以外の変動要因も含め現在検討中であり、修正を行う場合は速やかにお知らせいたします。

以 上